

建指第 310 号  
令和 4 年 6 月 17 日

一般社団法人岡山県建設業協会  
会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部都市局建築指導課長

「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する  
条例案のパブリック・コメントの実施について（通知）

本県の開発指導行政の推進につきましては、平素から御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、次のとおりパブリック・コメントを実施しますので、貴会会員へ周知して下さるようお願いいたします。

#### 記

- 1 案件名  
「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する条例案
- 2 実施期間  
令和 4 年 6 月 20 日（月）から令和 4 年 7 月 20 日（水）まで
- 3 実施方法  
別紙 1 のとおり
- 4 条例案の概要  
別紙 2 のとおり

岡山県土木部都市局建築指導課  
開発指導班 村下、川内  
TEL : 086-226-7503  
Mail : kaihatu-kensido@pref.okayama.lg.jp

# 「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する条例案へのご意見を募集します

岡山県南広域都市計画区域マスタープランでは、市街化調整区域においては、原則として市街地の更なる拡大を抑制することとしており、地域の実情に応じ、立地基準を強化するなど、開発許可制度の厳格な運用を図ることとしています。

このたび、早島町において、50戸連たん制度の廃止に関する協議が整ったことから、県の「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」で定める50戸連たん制度による許可対象区域から早島町の区域を除外する条例改正を行うこととし、その条例案の概要を次のとおり作成しました。

つきましては、この条例案に対して県民の皆様から幅広くご意見を募集します。多くのご意見、ご提案をお待ちしております。

## 1 条例案の概要の公開の方法

県建築指導課のホームページ及び電子書籍ポータルサイト「okayama ebooks」に掲載しているほか、同課（県庁6階）、県政情報室（県庁4階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、県立図書館1階閲覧室入口、きらめきプラザ及び早島町役場建設農林課に備え付けてありますので、職員までお気軽にお声がけください。

## 2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、年齢、関係項目名（どの部分についてのご意見か）を明記のうえ、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せ下さい。電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

### (1) 郵便

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2-4-6

岡山県土木部都市局建築指導課開発指導班あて

### (2) ファクシミリ

FAX：086-231-9354（裏面、FAX用紙をご利用ください。）

岡山県土木部都市局建築指導課開発指導班あて

### (3) 電子メール

kaihatu-kensido@pref.okayama.lg.jp

### (4) インターネット

建築指導課ホームページの入力フォームをご利用ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/783598.html>

## 3 募集期間 令和4年6月20日～令和4年7月20日

## 4 ご提出いただいたご意見等の公表方法

ご提出いただいたご意見とそれに対する県の考え方、条例案を修正した場合のその内容などを今回の条例案の公表と同様の方法により公表します。（お名前、電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。また、賛否だけの結論や趣旨が不明確なご意見には、県の考え方をお示し出来ない場合があります。

**「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する条例案に対する意見提案用紙**

【関係項目名】（「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する条例案の該当箇所を明記してください。）

【ご意見・ご提案 記入欄】

ご住所 （住所は市町村名のみで結構です。）

電話番号

お名前

年齢

歳

※お名前、電話番号、ご住所（市町村名を除く）、年齢は公表いたしません。

※ご記入された個人情報は、「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する条例案に対する意見募集の目的以外には使用しません。

「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」の一部を改正する条例案の概要

1 概要

岡山県南広域都市計画区域マスタープランでは、市街化調整区域においては、原則として市街地の更なる拡大を抑制することとしており、地域の実情に応じ、立地基準を強化するなど、開発許可制度の厳格な運用を図ることとしている。

このたび、早島町において、50戸連たん制度の廃止に関する協議が整ったことから、県の「都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例」で定める50戸連たん制度による許可対象区域から早島町の区域を除外する条例改正を行う。

2 施行期日等（令和4年9月定例会に条例案提出予定）

公布：令和4年10月上旬

施行：令和6年4月1日

3 経過措置

改正後の条例の規定は、改正条例の施行日（令和6年4月1日）以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による開発許可又は法第43条第1項の規定による建築許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、次の申請については、なお従前の例による。

- (1) 改正条例の施行日（令和6年4月1日）より前にされた開発許可等の申請
- (2) (1)の申請（法第43条第1項の規定による建築許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第35条の2第1項の規定による変更の許可の申請

令和4年度	令和5年度		令和6年度		許可の可否	
	申請 (町窓口)	改正条例施行日 (R6.4.1)		許可	可	
	申請 (町窓口)	改正条例施行日 (R6.4.1)	当初許可	変更申請 (町窓口)		変更許可
	申請 (町窓口)	当初許可	改正条例施行日 (R6.4.1)	変更申請 (町窓口)		変更許可
	申請 (町窓口)	当初許可	変更申請 (町窓口)	改正条例施行日 (R6.4.1)		変更許可
			改正条例施行日 (R6.4.1)	申請 (町窓口)	不可	

<改正条例の施行に係る経過措置の適用イメージ>